

令和5年度 第2回 一関市地域福祉計画推進会議

日時 令和6年2月5日（月）13:30～15:30

場所 一関保健センター 2階 栄養指導室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

- (1) 令和5年度社会福祉法人懇談会の実施結果の報告について 資料1-1
- (2) 令和5年度高校生を対象とした地域福祉ワークショップの実施結果の報告について
資料1-2 資料1-3
- (3) 一関市地域福祉計画に付随する各種計画（令和5年度策定分）の概要について
 - ① 一関市高齢者福祉計画 資料2-1
 - ② 第2期一関市成年後見制度利用促進計画 資料2-2
 - ③ 一関市障がい者プラン2024 資料2-3
 - ④ 一関市再犯防止推進計画 資料2-4
 - ⑤ 第2次一関市自死対策推進計画 資料2-5

(4) その他

4 その他

5 閉 会

一関市地域福祉計画推進会議委員 名簿

令和6年2月5日現在

区分	団体等	職	氏名	備考
1			都築 光一	
2			長岡 浩一	新 R5.8.10～
3			菊地 光伸	新 R5.8.10～
4			佐々木 裕子	
5			菅原 仲子	欠席
6			小岩 正樹	新 R5.8.10～
7			菅原 隆	欠席
8			皆川 富雄	欠席
9			葛西 信昭	
10			渡部 俊幸	
11			佐藤 昌悦	
12			及川 たい子	
13			木村 静恵	
14			須藤 松雄	新 R5.8.10～ 欠席
15			菊地 ワカ子	
16			佐藤 清子	
17			千葉 一男	
18			千葉 哲夫	
19			及川 忠	
20			橋本 温子	

令和 5 年度社会福祉法人懇談会の実施概要

1 目的

現代は、地域社会における人と人との関係性の希薄化が進むとともに、地域における様々な課題は多様化、複雑化しています。社会福祉事業の中心的な担い手である社会福祉法人には、地域における公益的な取組を行い、積極的に地域づくりに貢献していく役割が期待されています。

地域における様々な課題解決に向けた社会福祉法人の公益的な取組を推進していくためには、法人間の相互の協力が有効であることから、法人間の連携推進を目的に、社会福祉法人懇談会を開催しました。(前回開催は令和 2 年 10 月 23 日)

2 日時 令和 5 年 11 月 30 日 (木) 午後 2 時 30 分から午後 5 時まで

3 場所 一関市総合福祉センター 3 階大会議室 (一関市城内 1-36)

4 出席者 13 法人

5 次第

- (1) 説明 社会福祉法人連携に関するこれまでの取り組みについて
- (2) 講義 「地域 (住民) の生活課題に向き合う多様な主体による協働」
講師 : XXXXXXXXXX
- (3) 意見交換 社会福祉法人が行う地域における公益的な取組について
「社会福祉法人が行っている地域貢献事業」
「社会福祉法人が抱える課題と課題解決の取り組み」
「高校生との連携による取り組み」などについて意見交換
- (4) 情報提供 ①こどもや家庭を対象とした新しい支援事業について
②高校生を対象とした地域福祉ワークショップの開催について
③令和 5 年度あんしんサポート相談員養成研修について

6 意見交換での発言など

- 社会福祉法人が行っている地域貢献事業として、「あんしんサポート」「配食サービス」「環境整備」「地域と協働による行事」「困窮世帯への支援」「福祉教育」「実習生の受け入れ」「災害への人材派遣」「福祉避難所」「一関高専とのコラボ」などがある。
- 地域の方々に愛される法人を目指し、地域に支えられながら運営している。
- 自治会との協働により、田植えや稲刈りなどもしている。
- 一関高専が研究しているロボット開発のため、車いす利用の見学などに協力し

ている。

- 配食サービスを実施しているが人材不足で運営が厳しい状況。
- 高校生などに施設での作業体験をしてもらう機会があるが、一時的な体験で終わってしまい、この体験が就労に結び付いていないのが現状ではないか。
- 過度に期待せず、受け入れていくしかない。
- 地域から求められる（期待される）存在でありたい。
- 高校生など福祉に対する人気が落ちていることから、いかに興味を持ってもらう取り組みをしていくかを考えていかなければならない。
- 法人から小中高校へ、出前講座などの開催を働き掛けていく必要がある。
- 児童生徒など高校生よりもっと若い年代の時にお年寄りと接する機会を与えることで福祉に対する一つの経験になる。まずはそのきっかけづくりが大切。
- 施設の近くに学校があり、学校との連携や交流を進めたいと考えている。
- 福祉＝3Kと言われるイメージを払拭しないといけない。
- 地域とのつながりに関する取組があまりできていないので、他の法人の取り組みを参考に進めていきたい。

7 懇談会のまとめ

- コロナ禍もあり3年ぶりに社会福祉法人の皆さんと分野を超えて懇談会を開催することができた。
- 「地域における公益的な取組」は、主に、日常生活や社会生活上の支援を必要とする方たちへ、無料又は低額で福祉サービスを提供する取組などを指すものだが、具体的には何をどのように進めたらよいのか、悩まれている法人も多い印象を受けた。
- 一方で、地域の自治会や学校とのコラボなど、様々な公益的な取組を行っている法人もあり、地域から求められ期待されている存在である。
- しかしながら、介護人材の不足、コロナ禍や物価高騰等の影響などを受けて、法人運営が厳しい状況にもある。そういった状況の中で、他の法人との連携や交流ということも必要になってくるのではないか。
- 今後も、「情報発信」や「地域課題などの情報を共有できる取組」を市、社会福祉協議会、社会福祉法人で進め、実務者間などで課題の具体的な展開について話し合いの場を引き続き設けていきたい。

令和5年度 社会福祉法人懇談会出席者名簿

(敬称略)

	法人名	出席者役職	氏名
1	仁愛会		
2	ふじの実会		
3	平成会		
4	柏寿会		
5	つくし会		
6	東山愛光会		
7	室蓬会		
8	いわい砂鉄福祉会		
9	ふじの園		
10	山目保育園		
11	やまぶき会		
12	さいわい会		
13	たんぽぽ会		

講師	
----	--

主催		
一関市社会福祉協議会	会長	畠山 博
	事務局次長兼地域福祉課長	菅原 敏
	地域福祉課長補佐	小野寺 一喜
一関市	福祉部長	佐藤 和子
	福祉部次長兼長寿社会課長	佐藤 和幸
	長寿社会課課長補佐兼福祉企画係長	伊藤 歩
	こども家庭課主任主査	長橋 純子

◆ 内容

1 講話（講師：██████████）

- ・ 19歳と中学2年生の子どもがいるので、今日参加している高校生の皆さんの親の世代になるので、大学の先生だと思わずに「おっちゃん」くらいに思ってください。
- ・ 「福祉」って何でしょうか。人それぞれ「暮らしやすさ」とか「生き方」が違います。障害がある人でも高齢者でも、みんなそれぞれ生き方は違います。国や自治体の政策は「社会福祉」というものになります。社会の中で福祉をどのように実現していくかということ。それでは、「地域福祉」とは何か。社会の文脈の中の「地域」でどのように福祉をつくっていくか、ということ。
- ・ 「社会」の中の「地域」というものの福祉を実現するために、いろんな課題や問題が出てくるはず。その状況の中で、何かをしようとする様々な「主体」（人や機関や行政のこと）があります。
- ・ 課題に対してどう対処したら良いかということを様々な「主体」が考えています。今日この会に皆さんは何かのきっかけで参加しているわけですが、その皆さんが「主体」というものになり得るとのこと。
- ・ 「福祉」と言うと、「困った人の支援」というイメージを持ちやすいと思いますが、一方で「地域」というのはどういうことか。地域のいろんな立場の人たちと一緒に地域でできる活動や取組を考えて進めていく。一人ではなくみんなであれば、様々な活動を「創る」ことができます。様々な人が加わることで、取組に変化を与えられます。
- ・ 法人の活動に高校生が加わる、高校生が取り組んでいることに法人が関わることで、これまでと違う活動ができる可能性が出てくる。アイデア次第でいろんなことができる。
- ・ 一人ではなく集団と一緒にやっていくことで、力強い動きになる。お互いの強みを活かし、弱みを補い合える。
- ・ 社会福祉法人が行っている活動については、先日（11/30）に意見を聞いています。その流れが今日のワークショップにつながっているということ意識しておいてください。
- ・ 地域福祉の取組は、いろんな人と一緒にやるので苦勞も多いけれど、苦勞を乗り越えることで、力強さが増して、一人ではできないことが出来るようになったりすると面白さがあります。

2 二班に分かれてのグループワーク

■ 1班のまとめ

「地域福祉でつながるサイクル」

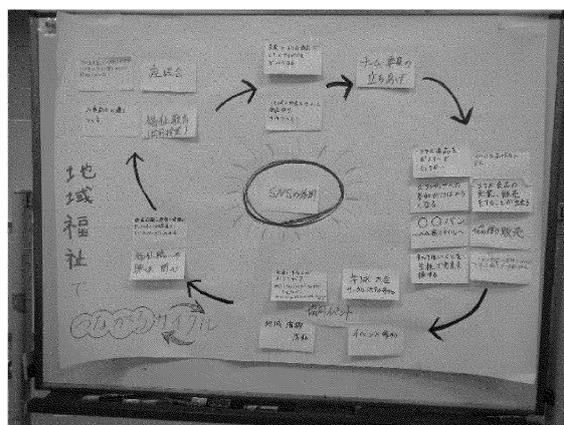
①地域福祉とは何かを知る

②高校と法人がつながる

（学校内で法人情報を提供&共有）

⇒福祉教育などの出前授業、法人の活動をまとめたポスターを校内に掲示、法人の仕事紹介の場をつくる

- ③学校と法人でコラボチームをつくる（高校生と法人とのチーム委員を立ち上げ）
 - ⇒コラボ商品などのアイデアを募集したり、地域の特産品を生かした商品づくりに参画する
 - ④コラボで生まれた商品などを使ってイベント等を実施
 - ⇒高校で栽培した野菜や果物、ジャムなどを使ったコラボ商品（〇〇パン～△△高スタイル）を作り、イベントなどで販売
 - ⑤イベントへの参加（ボランティア）を通じて地域福祉への関心をもつ
 - ⇒地域清掃活動や法人行事にちなんだボランティア体験により福祉職への興味、関心をもつ
- ①から⑤までが循環することによって高校生が地域につながっていく（SNSの活用も！）



■ 2班のまとめ

最終目標として次の3つの目標を立てた

- ①高校生による合同事業
- ②学校を超えたボランティア活動
- ③高校生ワークショップでボランティアグループを作る

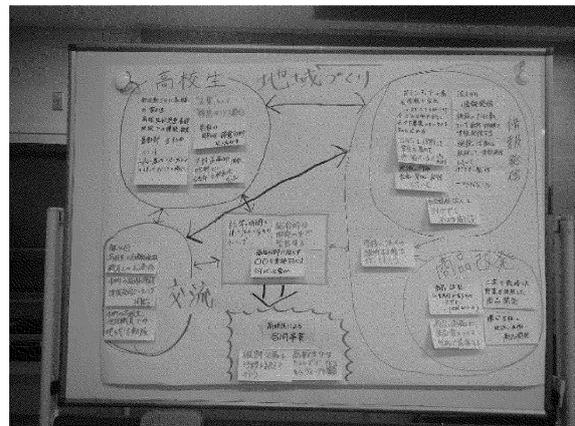
○これに取り組むためには、学校の授業で法人との交流の機会をもつことが大切

○学校に法人が説明する場を作ってもらふ必要がある

○具体的な取組の例として、

- ・情報発信
 - ⇒ボランティアを必要としている場を学校で宣伝（チラシやポスターなど）
 - ⇒SNSを活用して学生を集め地域の行事の企画を考え参加、イベント情報を発信）
 - ⇒法人とタイアップしてインスタ開設
- ・商品開発
 - ⇒高校で栽培した野菜を使用した法人とのコラボ商品を開発
 - ⇒法人の協力を得て商品企画に景品（賞）をつけて学校で募集する

- 交流
 - ⇒高校生と法人職員とのお茶会
 - ⇒市内の高校生と施設職員での地域活動隊を結成
 - ⇒部活動の活動に法人との関わりを増やす
- 高校（高校生）ができること
 - ⇒部活動ごとに各地区の雪かき
 - ⇒高校生が児童養護施設での模擬授業
 - ⇒高校の農地やグラウンドを使ったイベントの場

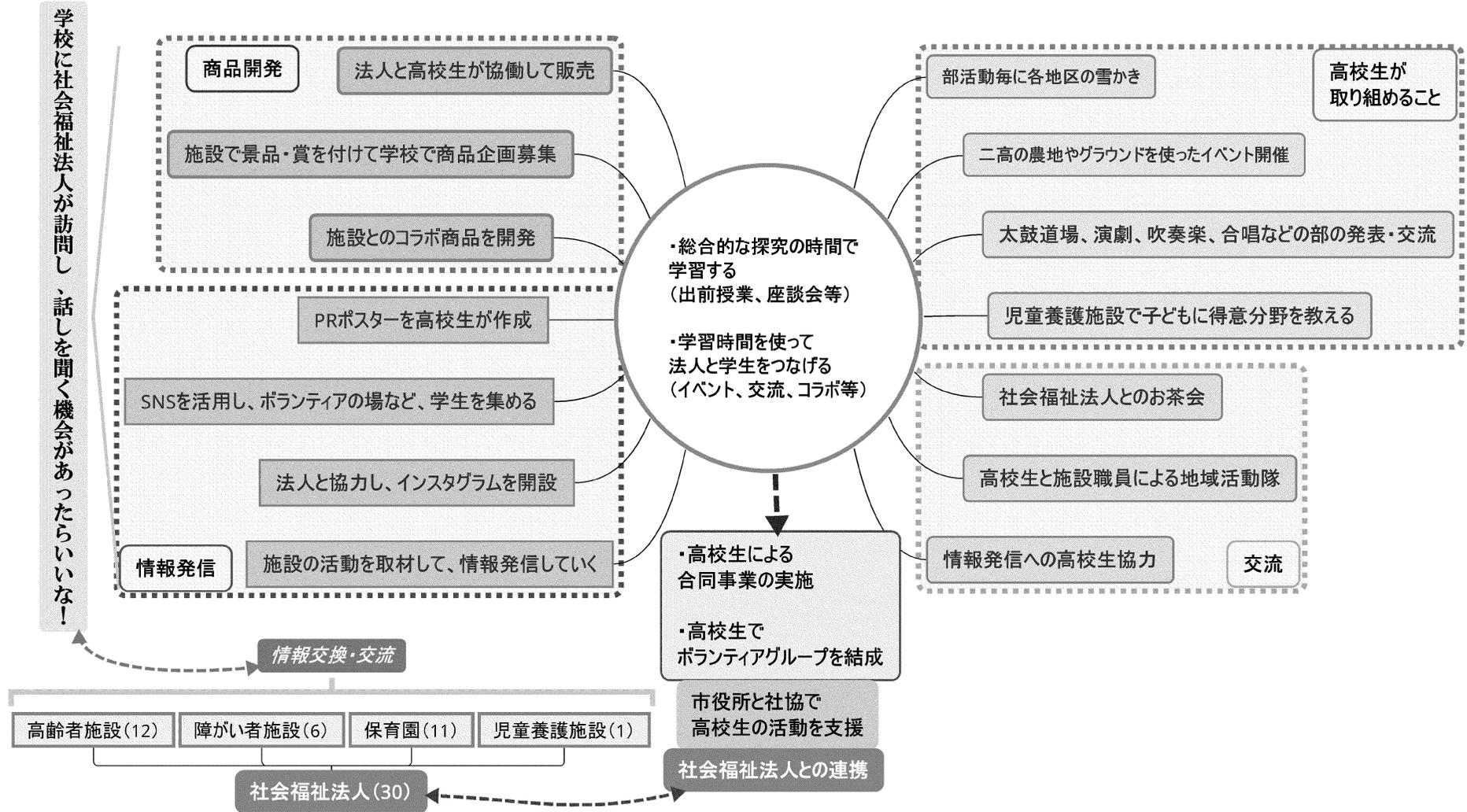


3 講評

- 高校生と法人が連携することは、地域の強みを生かして弱いところを補い合うと話した
- 今日のワークショップは、まさに連携しながら物事を作り上げたと思う
- 話し合いの途中までは、私（佐藤教授）や社協の菅原次長が高校生と大人（法人）の話し合いのきっかけづくりを誘導したが、途中からは私らがいなくても話し合いは成立していった。このことがまさに地域福祉。私がリードするのが地域福祉ではなく、各々の主体（参加者）が弱いところを補って強いところを生かしていくことが地域福祉。このワークショップにおいてはまさにそれを実現できていたと思う。これを別のフィールドで生かしていくことを期待している。

- はじめは、高校生も法人もお互いのことをよく知らない、やっていることを理解していなかった。お互い知らないことを一緒に考えることができた場だったと思う。
- このような場を作ることは大切だし、それぞれのグループで反映されていくと思う。高校生も法人も社会とのつながりがなければ活動ができない。そのつながりをつくる場が今日のワークショップであった。
- この場で考えて終わりではなく実践に移してほしい。市にはそのかじ取り役を担ってほしい。

『高校生ワークショップのまとめ』



基本理念(目指す姿)

みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち “いちのせき”

1. 計画策定の趣旨

○ 豊かで活力に満ちた長寿社会の実現を目指すとともに、SDGsの理念の実現に向けて、高齢者ニーズにきめ細かく対応した福祉サービスの提供について、本市が目指すべき基本的な方針及びその実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするものです。
<計画期間: 令和6年度~8年度>

2. 計画の性格について

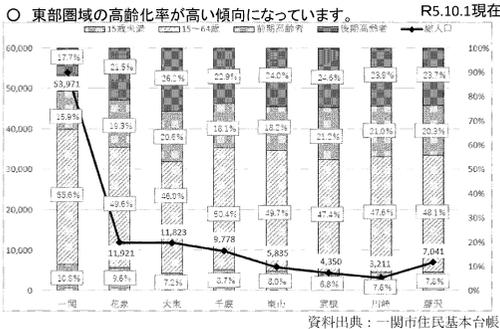
○ この計画は、一関市の高齢者の福祉・保健・介護施策を推進する実施計画であるとともに、市民、関係機関、行政それぞれの行動指針となるものです。
○ 一関市地域福祉計画の理念のもと、各種計画と調和を保ち連携を図りながら、高齢者の福祉施策を総合的に推進する計画です。

3. 介護保険事業計画との関係について

○ この計画は、一関地区広域行政組合の第9期介護保険事業計画との整合性を図るとともに、前期計画期間内における事務事業の進捗状況や成果などを踏まえ、前期計画を適宜見直し、策定するものです。

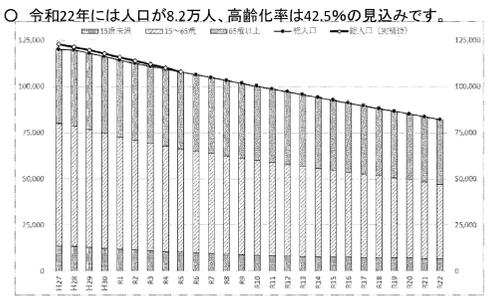
4. 高齢化の進展と高齢者等の現状

4-1. 地域別人口比率



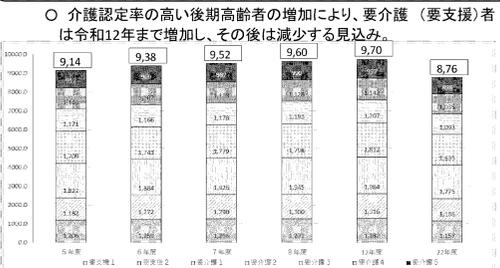
資料出典: 一関市住民基本台帳

4-2. 年齢階層別人口の構成比の推移 (H27→R22)



資料出典: 一関市住民基本台帳、一関市人口ビジョン

4-3. 要支援・要介護認定者の推移 (R5→R22) (9,147人→8762人)



資料出典: 一関地区広域行政組合

認知症の人の全国推計 (H27厚生労働省推計)
令和2(2020年) 602万人 → R7(2025年) 約700万人
⇒ 一関市でも増加が見込まれます。

5. 今後の重点課題

高齢者が地域で安心して生活できる環境(地域包括ケアシステム)の推進

○ 市人口ビジョンによる人口推計では、総人口は今後とも減少傾向が続く、65歳以上の人口は令和3年をピークに減少、令和17年(2035年)には総人口が9万人を割り、生産年齢人口が高齢者人口よりも減少幅が大きいと見込まれていますが、実際の65歳以上の高齢者人口のピークは推計どおりとなっています。
○ 高齢化率は令和7年には、令和2年より2.4ポイント増加、令和22年には5.7ポイント増加して42.5%に達すると推計しています。

○ 支える人が減少する中
・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加
・介護を要する方々の増加
・認知症の人の増加が見込まれます。

Table titled '在宅高齢者実態調査より' showing population statistics for various age groups and living arrangements from H30 to R5. It includes data for total population, world population, and specific categories like elderly living alone and those requiring care.

Table titled '■年齢3区分別人口の推計' showing projected population for three age groups (Total, 15-64, 65+) from 2020 to 2040. It also includes sub-categories for elderly population and aging rate.

資料出典: 一関市住民基本台帳、一関市人口ビジョン

【課題1】健康づくりと介護予防・フレイル予防の取り組みの推進

要介護状態にならないよう、若いうちからの健康づくり、介護予防・フレイル予防に取り組むことが重要であり、住民主体による介護予防として、週イチ倶楽部や通所型サービスB、一般介護予防通所型サービスなどの活動をより一層推進していくことが必要です。

【課題2】高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

いくつになってもその人らしいいきいきとした生活を送るためには、地域社会の中で役割を持って生活すること、生きがいを持つことがとても重要です。また、少子高齢化が進行する中で、地域の活力を維持していくためには、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かして、積極的に社会参加活動、社会貢献活動を行えるような環境づくりが必要です。

【課題3】地域の見守りや支え合いの基盤づくりの推進

長年住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送ることが出来るようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを組み合わせる継続的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の推進が必要です。また、高齢者だけでなく、属性や世代を問わない相談体制や地域づくりの実現、重層的な支援体制の構築が求められています。

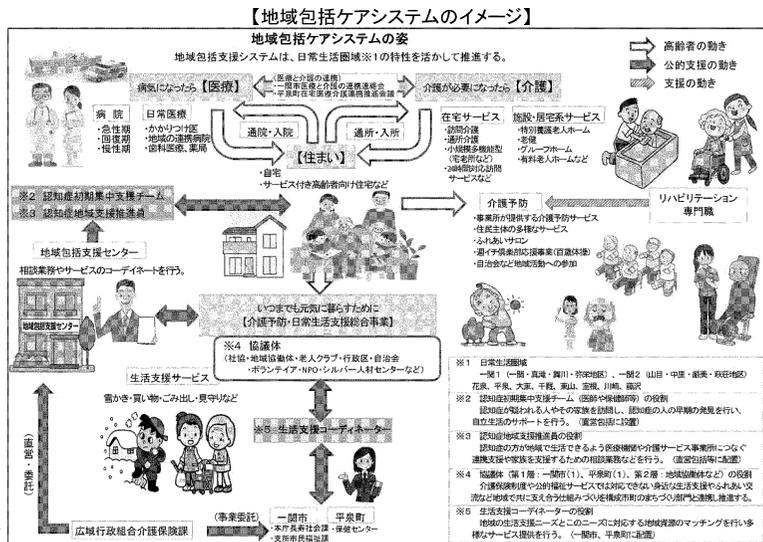
【課題4】在宅生活を支えるためのサービスの充実

在宅生活を支えるための仕組みとして、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方、在宅介護への支援が必要な方などが安心して生活できるよう既存事業の周知を図るとともに、より便利・勝手のいい制度に見直ししていく必要があります。

【課題5】認知症施策の推進

団塊の世代すべてが後期高齢者となる令和7年には、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれています。認知症の人とその家族が安心して暮らすためには、地域住民が認知症を正しく理解し、地域で支え合うことが重要です。また、個人の尊厳や権利を守るため、権利擁護や成年後見制度について広く周知を図り、一人ひとりが自分らしい生活を送られるような体制づくりが必要です。

「みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち “いちのせき”」を目指して、健康づくり、介護予防、生きがいづくりと社会参加、地域の見守りや支え合いの基盤づくり、サービスの充実、認知症の人への支援など効率的な行政運営を図りながら、高齢社会に向けた諸施策に取り組んでいきます。



重点施策の方向性と主な取り組み

第1 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進に向けて

- ・ 何歳になってもいきいきと暮らし続けられるよう、生活習慣病やフレイル予防に関する情報提供、健康づくりに関する意識の向上に取り組みます。
- ・ 介護予防事業は、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体で参加しやすい介護予防の取り組みを推進します。
 - 1 健康づくりの推進(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、各種成人検診、高齢者のこころの健康づくりなど)
 - 2 介護予防事業の推進(住民主体による通所型サービスや短期集中通所型サービスの実施など)

第2 生きがいづくりと社会参加の推進に向けて

- ・ 高齢者自身が培った知識と技能を發揮し、積極的な社会活動への参加と地域社会の中で活躍することができる環境づくりを推進します。
- ・ ハローワークやシルバー人材センターなどと連携を図り、高齢者の健康や体力方面に見合った多様な形態による雇用、地域の日常生活に密着した就業機会の確保及び支援に努めます。
- ・ 早い時期からの地域の福祉活動に関心を持っていただけるよう学校等の関係機関へ働きかけ、福祉教育を充実させるとともに、様々な世代に参加を呼びかけ、参加しやすい環境づくりを図り世代間交流を進め、互いを思いやり支え合える地域づくりを支援いたします。
 - 1 元気な高齢者への活動支援(学習機会の充実・スポーツ活動の推進、シニア活動プラザの活用、老人クラブの支援)
 - 2 雇用・就労機会の確保(シルバー人材センターの活用)
 - 3 地域・世代間交流の促進

第3 地域の見守りや支え合いの基盤づくりに向けて

- ・ 高齢になっても住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の支え合いや見守り、生活支援サービスの体制整備などの地域の基盤づくりに取り組みます。
 - 1 生活支援体制の整備(ICTを活用した地域での見守り、地域の支え合いの推進、新しい日常に対応した生活支援体制の整備)
 - 2 包括的な相談体制の充実(包括的な相談支援体制の充実、地域包括ケアシステムの充実、権利擁護の推進など)
 - 3 災害時における対応の強化(避難行動要支援者名簿の作成と情報提供、災害時の避難支援)
 - 4 居住等関係施策の推進(高齢者の住まい、高齢者の移動手段の確保)
 - 5 感染症対策の徹底(感染症対策の徹底)

第4 サービスの充実に向けて

- ・ ひとり暮らし高齢者等が可能な限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう生活支援サービスの実施や在宅介護者への支援、医療・介護人材の確保などに取り組みます。
 - 1 ひとり暮らし高齢者世帯等への生活支援サービスの充実(緊急通報システムの設置、配食サービスの実施など)
 - 2 在宅介護への支援(介護用品等の支給、在宅寝たきり高齢者等介護手当の支給など)
 - 3 低所得者対策(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の実施、養護老人ホームの活用)
 - 4 介護サービスの充実
 - 5 医療・介護人材の確保(医療・介護職員の確保に向けた取り組み、魅力の発信の取り組みなど)

第5 認知症の人への支援策の推進に向けて

- ・ 認知症の人とその家族を支え、認知症になっても自宅で安心して生活できるよう、認知症に対する正しい理解と知識の普及・啓発を図ります。
- ・ 状態変化を速やかに把握できるよう、普段から接している家族やかかりつけ医、看護師、介護支援専門員、保健師等の相互の連携を図るとともに、認知症初期集中支援チームに適切につなげ、認知症の早期診断、早期対応が図られるよう努めます。
 - 1 認知症に対する正しい理解と知識の普及(認知症サポーターの養成と活動支援、認知症予防の推進など)
 - 2 早期対応の推進(多職種とのネットワークづくり、認知症ケアパスの普及など)
 - 3 認知症の人と家族への支援(居場所づくり、成年後見制度の利用促進など)

主なサービスの整備目標

令和8年度までの在宅福祉サービスの見込み

【在宅福祉サービス】

(単位: 箇所、利用人数)

主な事業の名称		R4	R8	主な事業の名称		R4	R8
①	通いの場の活動数 (週イチ倶楽部)	73	99	⑥	食の自立支援事業 (配食サービス)	162	180
②	住民主体サービス (通所型サービスB)	8,285	8,365	⑦	家族介護用品支給事業	129	140
③	短期集中予防サービス (通所型サービスC)	112	152	⑧	在宅寝たきり高齢者等介護手当 支給事業	737	760
④	緊急通報体制等整備事業	579	640	⑨	高齢者及び障がい者にやさしい 住まいづくり推進事業	14	16
⑤	高齢者福祉乗券交付事業	3,447	4,000				

令和8年度までの施設サービスの見込み

【施設サービス】④～⑬: 第9期介護保険事業計画より

(単位: 床数)

主な施設サービス		R4	R8	主な施設サービス		R4	R8
①	養護老人ホーム	100	100	⑧	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者GH)	405	414
②	生活支援ハウス	18	18	⑨	小規模多機能型居宅介護	128	128
③	軽費老人ホーム (特定施設を除く)	50	50	⑩	地域密着型特定施設入居者生活 介護(小規模ケアハウス)	56	77
④	介護老人福祉施設(特養)	932	932	⑪	介護老人福祉施設 (小規模特養)	290	290
⑤	広域型 介護老人福祉施設(老健)	672	672	⑫	複合型サービス(看護小規模 多機能型居宅介護)	29	58
⑥	療養型医療施設	0	30	⑬	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 ※事業所数	2	2
⑦	特定施設入居者生活介護 (混合)	128	128				

計画の推進

	健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進	生きがいづくりと社会参加の推進	地域の見守りや支え合いの基盤づくり	サービスの充実	認知症の人への支援策の推進
市民(地域)	自らの健康づくりに取り組むとともに、介護予防活動や地域行事に積極的に参加し、通いの場の運営にも取り組みましょう。	趣味や娯楽を活かし、地活動に積極的に参加しましょう。	近隣に気になる人や見守りが必要と思われる人がいたら、声掛けやごみ出しなど、自分ができることで支援しましょう。	各種サービスの利用が必須な人がいたら教えてあげましょう。	認知症サポーター養成講座に参加するなど、認知症に対する知識や理解を深め、認知症の人とその家族をやさしく見守りましょう。
事業者・関係機関	介護予防の推進のため、新たなサービス提供や要支援者の自立に向けた支援を行います。	高齢者の社会参加、社会貢献活動を推進するため、生活支援アシスタントなどのボランティア人材を積極的に受け入れましょう。	それぞれの役割を果たすとともに、関係機関と連携し、高齢者の在宅生活を支えましょう。	質の良いサービスの提供に向け、人材の確保や適切なサービスの提供に努めましょう。	認知症の人やその家族の立場に立ったサービスの提供に努め、在宅生活を支えるとともに、若年性認知症の人などの就労継続にも取り組みましょう。
行政	住民主体の健康づくり活動、介護予防活動への支援を専門職等と連携して行い、高齢者の健康づくりに取り組みます。	趣味やスポーツ、ボランティア活動、読書などの機会を提供し、高齢者の生きがいづくりを支援します。	地域での見守り活動や支え合い活動を支援するとともに、介護保険事業計画や住宅、地域公共交通などの施策と連携しながら地域での基盤づくりに取り組みます。	高齢者のニーズを把握し、必要なサービスの実施に取り組みます。	認知症について住民が理解を深められるよう認知していくとともに、医療機関や介護事業所などと連携しながら、認知症の人とその家族を支援します。

- 計画の推進にあっては、毎年度、計画目標の達成状況を点検し、実施状況を分析・評価のうえ、効果的な施策の推進に努めます。

第2期一関市成年後見制度利用促進計画(案)の概要

誰もが支え合い みんなが安心して暮らせるまちづくり

基本理念

2. 計画策定の趣旨

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的とし策定するものです。

5. 高齢者や障がい者の現状

5-1. 年齢3区分別人口の推計と認知症高齢者の人口推計

■年齢3区分別人口の推計 (単位:人、%)

区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
総人口	113,877	107,930	106,297	104,777	103,227	97,046	82,044
15歳未満	11,767	10,245	9,055	9,575	9,247	8,211	6,852
15~64歳	60,259	56,148	55,010	54,126	53,163	49,538	40,853
65歳以上	41,851	41,537	41,331	41,076	40,816	39,298	34,839
前期高齢者	19,427	19,168	18,605	18,055	17,526	15,494	13,173
後期高齢者	22,424	22,369	22,666	23,021	23,290	23,804	21,666
高齢化率	36.8	38.5	38.9	39.2	39.5	40.5	42.5

出典：一関市高齢者福祉計画（令和6年度～令和8年度）

■認知症高齢者人口の構成 (単位:人、%)

区分	令和元年度 認定済人口		令和4年度 認定済人口		令和5年度 推定値	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
認知症高齢者	5,266	41.732	5,586	41.796	5,320	40.8

出典：認知症高齢者等の日常生活自立度調査（一関地区広域行政組合）各年度3月31日現在
※ 認知症高齢者については、今年計画より認知症高齢者等の日常生活自立度調査の数値を活用し、認知症の症状があるとされるランクⅡ以上を認知症高齢者として集計

5-2. 知的障がい者と精神障がい者の状況

■程度別療育手帳所持者数の推移 (単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A(重度)	402 (31.2)	400 (30.7)	386 (29.8)	392 (30.1)	388 (29.7)
B(中軽度)	888 (68.8)	905 (69.3)	911 (70.2)	911 (69.9)	920 (70.3)
合計	1,290	1,305	1,297	1,303	1,308

()内は各年度の合計に対する比率(%) 資料:岩手県

出典：一関市障がい者プラン2024

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	363 (33.4)	326 (30.2)	309 (28.9)	332 (29.7)	324 (27.7)
2級	592 (54.5)	620 (57.3)	630 (59.0)	659 (58.9)	726 (62.0)
3級	131 (12.1)	135 (12.5)	129 (12.1)	127 (11.4)	120 (10.3)
計	1,086	1,081	1,068	1,118	1,170

()内は各年度の合計に対する比率(%) 資料:岩手県一関保健所

出典：一関市障がい者プラン2024

3. 計画の位置づけ

この計画は、市の成年後見成制度の利用の促進に関する施策について定めるものです。また、一関市総合計画を最上位計画とし、各福祉分野における個別計画に共通する考え方を横断的、体系的に示した一関市地域福祉計画の理念のもとに、一関市高齢者福祉計画及び一関市障がい者福祉計画の分冊として策定するものです。

6. 施策の展開

広報啓発 ・制度の広報、普及啓発の推進	支援体制 ・必要な制度の利用・移行促進 ・申立て手続きの支援体制の整備 ・権利擁護を支える地域づくり ・成年後見人等の支援体制の確保 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の整備 ・意思決定支援を円滑に行う体制づくり
相談機能 ・相談窓口の機能強化	

【広報・啓発】

- 制度の広報、普及啓発の推進
 - ・本人を含めた地域住民等、支援に関わる関係者、専門職等が権利擁護の必要性に関する情報や、成年後見制度について十分理解を深めていくために周知、啓発活動を推進します。なお、高齢者、障がい者特性に応じた周知・啓発活動を行います。
 - ・講演会・出前講座などの開催にあたっては、制度に対する関心を高めて参加するきっかけを作るため、働きかけの手法の検討や制度の周知に取組みます。

【相談機能】

- 相談窓口の機能強化
 - ・住民や関係機関等へ、相談窓口（一次相談窓口、成年後見支援センター）の周知、広報を行います。一次相談窓口については、地域共生社会の観点から、高齢者、障がい者の区別で対応にばらつきが生じないよう、支援対応の平準化を図ります。
 - ・成年後見支援センターは、当面の間は一次相談窓口と一体的に相談業務にあたり、相談に係る知識や情報、ノウハウなどを集約・蓄積することで、二次相談窓口としての専門性の向上に努めます。
 - ・成年後見支援センターは、一次相談窓口で抱える課題等や成年後見制度のニーズに関する情報収集に努めます。また、一次相談窓口と成年後見支援センターの連携を強化し、相談体制を確立させます。

【支援体制】

- 必要な制度の利用・移行促進
 - ・制度の利用の必要性については、多角的な視点からの検討が重要となるため、チームによる検討を基本としつつ、その検討に客観性・専門性が確保されるよう支援を行います。
 - ・事務調整会議を定期的に実施し、日常生活自立支援事業の利用者のうち、成年後見制度への移行が必要と認められる人への移行調整を行います。
- 申立て手続きの支援体制の整備
 - ・一次相談窓口において、申立て支援が適切かつ円滑に行えるよう、具体的な研修会を開催し、相談・申立てに関する対応能力の向上を図ります。
 - ・成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず身寄りがない場合や、親族等の支援が見込めない場合は、市長申立てを行います。
- 権利擁護を支える地域づくり
 - ・社会福祉法人を中心とした法人後見の実施に向けて、検討を行います。市内で2法人以上が実施できるような仕組みづくりを構築します。
 - ・地域共生社会の実現に向けた一つの取組みとして、市民後見人の育成や活動について取り組みます。
 - ・受任調整のための仕組みづくりを検討します。後見人候補者の的確な推薦ができるよう、日頃から家庭裁判所との連携体制を整えます。
 - ・低所得であっても制度を安心して利用できるよう、制度を利用するため費用の助成を支援するとともに、周知を行います。
- 成年後見人等の支援体制の確保
 - ・成年後見人等からの相談に応じ、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有します。
 - ・成年後見人等が選任されても、チームとしての継続支援の体制が確保される仕組みづくりを促進するとともに、関係者や家庭裁判所との連携を強化します。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の整備
 - ・協議会及び中核機関については、令和6年度中に設置します。
 - ・各種専門職団体、関係機関を協議会の構成員とし、地域課題の検討・調整・解決などを行います。
 - ・また、行政や関係機関が一体となり、地域連携ネットワークを構築します。
- 意思決定支援を円滑に行う体制づくり
 - ・本人の意思で行うことが可能な「備えの後見」である任意後見制度について、制度の周知と活用について充実を図ります。
 - ・意思決定支援に関する講演会や研修会を実施し、可能な限り本人自ら意思決定できるよう支援します。

1. 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人を法的に支える制度で、本人に代わって財産の管理や契約行為を行うなど、その人の権利を守り、生活を支援するための制度です。

4. 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。なお、計画期間中は、総合計画をはじめとする各福祉計画との整合性を図りながら、社会経済状況の変化に応じて見直ししていくものとします。

基本理念

「共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり」

1 計画策定の趣旨

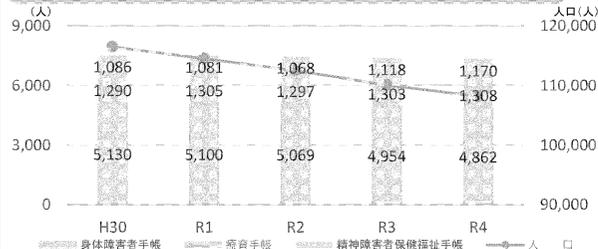
○当市では、障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とした、「一関市障がい者福祉計画」等の関連計画を策定し、障がい者施策の推進を図ってきました。
 ○令和5年度までを計画年度としていた関連計画の期間終了にともない、国や県の障がい者施策の動向を踏まえながら、地域の実情に応じた障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに『一関市障がい者プラン2024』を策定し、各種施策を推進していきます。

2 計画の位置付け

○現在の障がい者福祉計画及び障がい福祉計画が令和5年度で計画期間の終了を迎えるため、「第4期障がい者福祉計画」と「第7期障がい福祉計画」を策定します。
 ○児童福祉法の改正により、障がい児福祉サービスなどの見込み量を定める「第3期障がい児福祉計画」をあわせて策定します。
 ○なお「第4期障がい者福祉計画」と、その個別の実施計画となる「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」の3つの計画をもって、『一関市障がい者プラン2024』という名称とします。

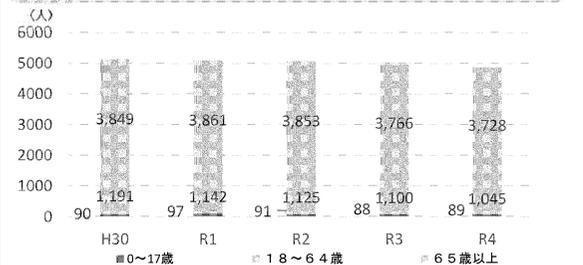
3 一関市の障がいのある方の状況

3-1 手帳所持者数



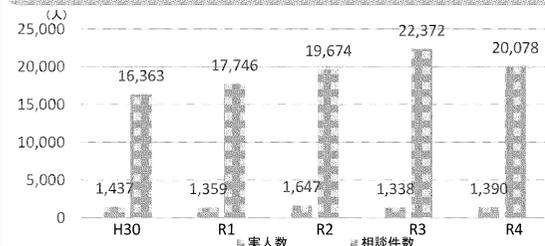
○身体障害者手帳所持者数は令和4年度末現在4,862人で、平成30年度からの推移をみると、やや減少傾向
 ○知的障害者(児)の療育手帳所持者は令和4年度末現在1,308人で、平成30年度からの推移をみると、増加傾向
 ○精神障害者保健福祉手帳保持者数は令和4年度末現在1,170人で、平成30年度からの推移をみると、増加傾向

3-2 年齢3階層別人口の構成比の推移 (身体障害者手帳)



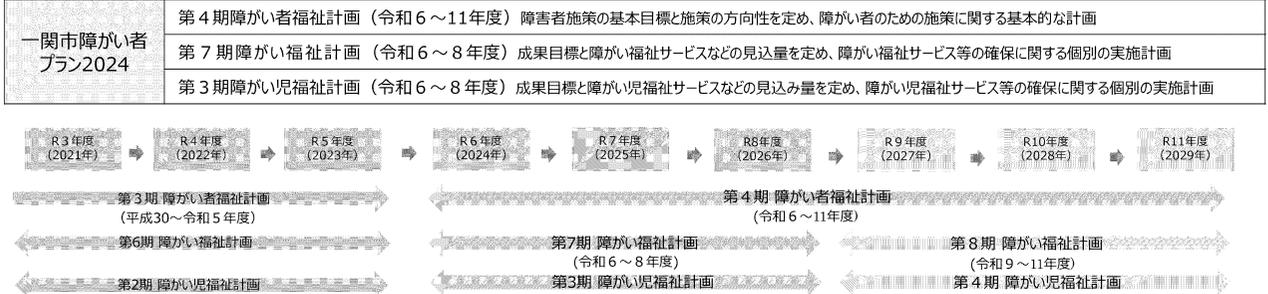
○令和4年度末の年齢構成別では、18歳未満が89人、18歳以上は4,773人、このうち65歳以上は、3,728人で全体の76.7%

3-3 障がい者相談支援事業の利用状況



○障がい者、その家族などから障がい福祉サービスや生活に関する相談に応じ、必要な情報提供等や必要な援助を行う相談支援事業は、年々増加傾向があったが、令和4年度において減に転じた。(相談支援委託事業所10箇所 (令和5年3月末))

4 計画の構成と計画期間



5 計画の考え方

地域共生社会の実現

障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合い、誰もがいきいきと暮らし暮らしていける地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現のため、地域住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による包括的な支援体制の構築を進めます。

新しい日常の推進

感染症に備えた対策を常に意識していく「感染症との共存」や「新しい技術や新しい視点を活用した新しい日常の推進」などに取り組んでいきます。

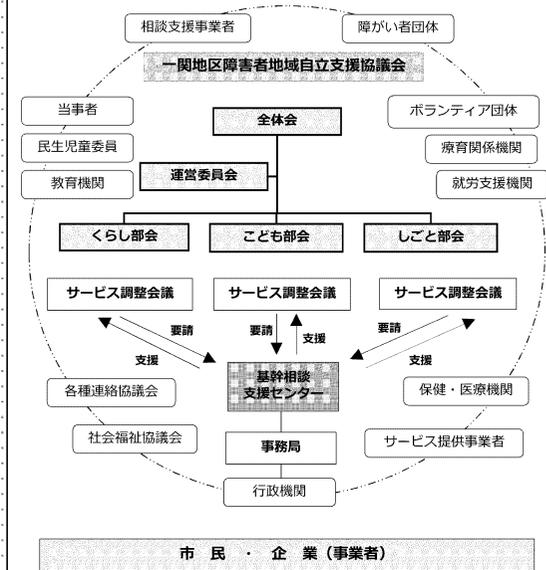
SDGsの推進

SDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念を踏まえ、持続可能な障がい福祉施策を推進します。

情報通信技術 (ICT) の活用

福祉サービスに限らずあらゆる分野において、情報通信技術 (ICT) の活用により、業務の効率化や人材不足の解消が期待できることから、その活用を検討し取組を進めます。

6 計画の推進体制



「共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり」を目指して各種施策の推進に取り組みます。

お互いの人格と個性を尊重し支えあい、誰もがいきいきと暮らし暮らしていける地域共生社会の実現

基本的施策の方向性と主な取り組み（案）

第4期障がい者福祉計画

この計画は、障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し支え合う、共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とし、誰もがいきいきと暮らし暮らしていける地域共生社会の実現を目指すものです。

1 権利擁護・相談支援体制の充実

- 障がいを理由とした差別や権利の侵害を受けることなく、合理的配慮の提供を図るとともに障がい者の意思決定を支援しながら相談支援体制の充実を図ります。
- 1-1 権利擁護（不利益な取扱いの解消、合理的配慮の提供、成年後見制度の普及・推進、虐待防止など）
- 1-2 相談支援体制の充実・強化
（相談支援事業所・基幹相談支援センターの有機連携の促進、地域自立支援協議会の充実など）
- 1-3 多様な障がいへの対応（発達障がい者（児）・難病患者・医療的ケア児、強度行動障がい者などへの対応など）

2 ライフステージに応じた支援（保健・教育・医療・福祉体制の充実）

- 保健、教育、医療、福祉等の関係機関の連携により、年齢や障がいの状況等に応じ切れ目のない一貫性・継続性のある適切な支援の提供に努めます。
- 2-1 予防と早期発見（母子保健の充実、健康づくりの推進など）
- 2-2 療育の充実（子育て支援の充実、早期療育の場の充実など）
- 2-3 教育の充実（特別支援教育の拡充、福祉教育の推進など）
- 2-4 医療・保健との連携（精神障がい者への対応、障がい者に配慮した医療の提供など）

3 自立と社会参加の促進

- 障がい者の自立と社会参加について、市民の理解を深め、就労や社会参加の多様な機会を確保するように努めます。
- 3-1 就労の場の確保（一般就労機会の拡大、福祉的就労の場の拡充、農福連携の推進など）
- 3-2 社会参加の促進（活動・交流の場の確保、障がい者団体の活動支援など）
- 3-3 市民理解の促進（心のハリアフリーの推進、健常者との交流事業の推進、福祉施設でのボランティア体験の充実など）
- 3-4 情報提供の充実（障がい者に配慮した情報提供の充実など）

4 安心して暮らせる地域づくり

- 障がいの有無に関わらず地域で安心して暮らしていけるよう、障がい福祉サービスの充実やボランティア活動の促進を図るとともに、災害時においても生命身体安全確保が図られるよう支援体制整備に努めます。
- 4-1 障がい福祉サービスの充実（事業所職員等の人材育成・職員確保支援など）
- 4-2 地域移行の推進（施設・病院からの地域移行の推進など）
- 4-3 地域生活を支える担い手の確保（ボランティア活動等の推進など）
- 4-4 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進（暮らしやすい住まいづくりの推進、障がい者の外出支援の充実など）
- 4-5 防災・防犯対策の充実（災害時の支援体制の充実など）

主なサービス量の見込み（令和6年度～令和8年度）

第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 3か年で必要とされるサービス見込み量を設定

第7期障がい福祉計画の成果目標とサービス量の見込み

●施設入所者数

項目	数値
(ア) 令和4年度末入所者数	263人
(イ) 令和8年度末入所者数	263人

●一般就労移行

項目	数値
令和8年度末就労定着支援事業利用者数	3人

※現状維持

●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

内容	目標	備考
精神障がいにも対応した、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築のための関係者との協議の場において目標設定および評価を実施	年3回	圏域（一関市・平泉町）で実施

●地域生活支援拠点施設整備

内容	目標	備考
住み慣れた地域で生涯にわたって安心して暮らしていけるよう各種支援機能を備えた拠点施設の整備（グループホーム・相談支援・生活介護・就労系サービスの一體的な提供：機能連携も可能）	1か所	圏域（一関市・平泉町）で1か所面的整備

■障がい福祉サービスの必要見込み量

サービス種類	利用者数(人/月)		伸び率(R8/R4)
	R4	R8	
① 訪問系サービス	183人	192人	1.0
② 日中活動系サービス	1,130人	1,324人	1.1
③ 居住系サービス	441人	457人	1.0
④ 相談支援	245人	311人	1.2

※①～④はいずれも「障がい者」に関する数値であり「障がい児」に関する数値は含まない。

第3期障がい児福祉計画の成果目標とサービス量の見込み

●児童発達支援センターの設置

内容	目標	備考
障がいのある児童を通所させて、日常生活の基本的動作指導、集団生活への適応訓練などを行う施設の設置	1か所	圏域（一関市・平泉町）で設置に向けて検討

●保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

内容	目標	備考
保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等の職員に対して、児童が集団生活になじめるように専門的な助言を行う体制の構築	2か所	現状の数値を維持する

●重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

内容	目標	備考
重度の障がいを重複して持つ障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	2か所	

●医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置

内容	目標	備考
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	設置	市単独で設置に向けて検討

■障がい児福祉サービスの必要見込み量

サービス種類	利用者数(人/月)		伸び率(R8/R4)
	R4	R8	
① 児童発達支援	110人	107人	0.9
② 放課後等デイサービス	192人	232人	1.2
③ 保育所等訪問支援	29人	36人	1.2
④ 計画相談支援	75人	86人	1.1

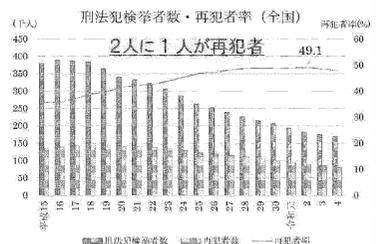
一関市再犯防止推進計画の概要（案）〔計画期間 令和6年度から令和7年度まで〕

1 計画策定の背景と目的

▷ 全国の刑法犯検挙人員が平成16年をピークに減少を続けている一方、検挙人員に占める再犯者数の割合は上昇を続け、令和2年には過去最高となる49.1%を記録し、検挙者の2人に1人が再犯者という状況です。

▷ 平成28年12月、「再犯防止推進法」（以下「法」という。）が制定、施行され、市町村においても、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画の策定に努めることとされました。

▷ 本市においても、同法の趣旨をふまえ、再犯防止を推進することにより、市民の犯罪被害を防止し誰もが安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現を目的として本計画を策定します。



2 計画の位置づけ

本計画は、「誰もが支えあいみんなが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とする一関市地域福祉計画を上位計画とし、再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定します。

3 計画期間

令和6年度から令和7年度までの2年間とします。ただし、社会情勢の変化や国や県の計画の見直しを踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

4 再犯防止施策の対象者

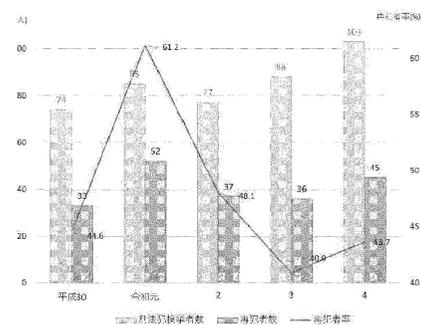
犯罪をした者、非行少年若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」とします。「犯罪をした者等」には、刑務所等の矯正施設出所者だけでなく、保護観察対象者や刑の執行が猶予された人なども含まれます。

5 重点課題

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービス利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施
- ④ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進
- ⑤ 国・県・民間団体等との連携強化

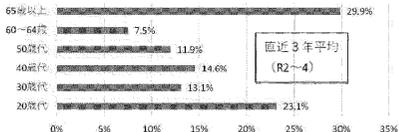
6 一関市の状況

▽ 本市の刑法犯検挙者中の再犯者及び再犯者率



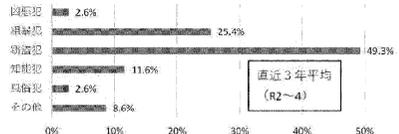
- ・再犯者率は全国平均を下回っているものの、5年平均で47.7%と刑法犯の半数近くを再犯者が占める。
- ・刑法犯検挙人員の総数は、近年増加傾向

▽ 犯行時の年齢別検挙人員



・犯行時の年齢別検挙人員は、65歳以上が最も多く、次いで20歳代が多い傾向にある。

▽ 刑法犯 罪種別検挙人員



・罪種別検挙人員は、窃盗犯が最も多く、全体の約半数を占める。

7 施策の展開

1 就労・住居の確保

◆ 現状と課題

再犯者の中には、再犯時に無職だった者や、刑事施設等を出所した後適当な帰住先を持たなかった者が多く、犯罪をした者等の就労と住居の確保は、再犯防止のため重要な課題となっています。

◆ 具体的取組の例

- ・関係機関との連携強化による就職支援の充実
- ・生活困窮者への生活相談、継続的な就労指導
- ・矯正就労支援情報や協力雇用主制度の周知
- ・低所得者等への市営住宅提供
- ・住宅セーフティネット制度の周知および促進
- ・住居確保給付金の支給による支援

2 保健医療・福祉サービス利用の促進

◆ 現状と課題

犯罪をした者等は、困窮や住居、障がい、高齢、社会的孤立等の複合的な課題を有していることが多く、再犯防止にあたっては、各分野の専門機関が連携して支援していく必要があります。

◆ 具体的取組の例

- ・民生、児童委員による福祉サービス利用促進
- ・地域包括支援センターによる高齢者の総合的支援
- ・障がい者相談員による障がい者福祉の相談支援
- ・生活困窮者に対する自立支援、医療扶助認定
- ・アルコールや薬物依存、こころの健康の啓発および相談支援

3 学校等と連携した就学支援の実施

◆ 現状と課題

一般的な高等学校等への進学率に対し、入所受刑者の高等学校等への進学率は低く、様々な問題を抱える少年等が学習機会から遠ざかることがないよう、関係機関等が連携して対応する必要があります。

◆ 具体的取組の例

- ・児童生徒就学援助事業および奨学金の貸付
- ・スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実
- ・「一関子ども悩みごと相談電話」の設置および周知
- ・補導員の街頭巡回、少年相談による非行防止
- ・「一関こどもセンター」の設置による子育て支援、相談及び情報発信の充実

4 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進

◆ 現状と課題

地域の再犯防止を支える民間ボランティアについて、高齢化や担い手不足が進んでおり、再犯防止活動の体制確保に向け、活動の支援や地域住民に対する活動内容の広報・啓発の推進が必要となっています。

◆ 具体的取組の例

- ・保護司会、更生保護協会の運営費補助
- ・更生保護サポートセンターへの市有施設提供
- ・更生保護ボランティア団体の活動周知、理解促進
- ・更生保護ボランティア等の人材確保支援
- ・防犯協会等の防犯ボランティア活動支援

5 国・県・関連機関及び団体等との連携強化

◆ 現状と課題

犯罪をした者等への支援は、国と地方公共団体がそれぞれの枠組みの中で実施しているところですが、互いに連携し、一体となって切れ目のない支援を行っていく必要があります。

◆ 具体的取組の例

- ・関係機関および団体との情報共有、啓発活動の共同推進
- ・関連機関および団体による、官民一体となった“社会を明るくする運動”の実施
- ・更生保護団体主催の研修会等の共催、後援および職員の積極的参加

第2次一関市自死対策推進計画～「生きる」をささえるいちのせき～(案)の概要

1 計画の策定趣旨

- 自殺対策基本法に基づく一関市自死対策推進計画(令和元年度～令和5年度)を平成30年度に策定し、市民の誰もが自死に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市民一人ひとりが「生きる」を支えるための取組を包括的に推進してきました。
- しかしながら、自殺死亡率^(注1)は、国や県の平均と比べて高い水準で推移している状況にあります。
- こうした状況を踏まえ、本市の現状と課題を整理し、第2次一関市自死対策推進計画を策定します。

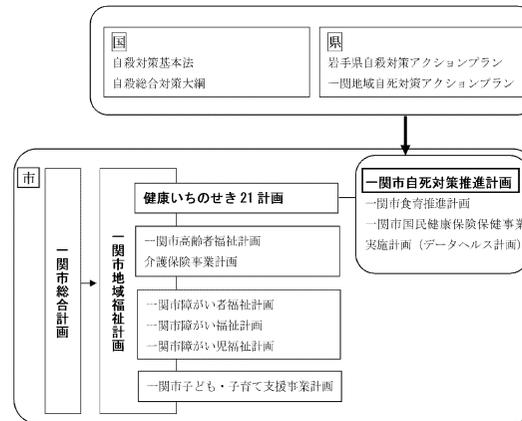
(注1)自殺死亡率:人口10万人当たりの自殺者数

2 計画の位置付けと期間

【計画の位置付け】

自殺対策基本法の基本理念や、国の自殺総合対策大綱の基本認識、基本方針を踏まえ、岩手県の自殺対策アクションプランや一関保健所圏域の一関地域自死対策アクションプラン、本市の一関市総合計画、健康いちのせき21計画等の関連計画との整合性を図ります。

【関連計画との関係】



【計画期間】

令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)

3 これまでの取組の評価

- 第1次計画では、自死対策に資する事業として133事業を抽出し、重点施策、基本施策として取り組んできました。
- 取組の達成度としては、「概ね順調」として評価できますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、計画どおり実施できなかった項目があります。
- ◆ 第1次計画の目標は、「令和5年までに自殺死亡者を19.1以下に減らす」としていましたが、令和4年の自殺死亡率は21.5となっています。

4 主な現状と課題

自死の状況に関する統計から、本市では次のような課題があげられます。

自死で亡くなった方は...

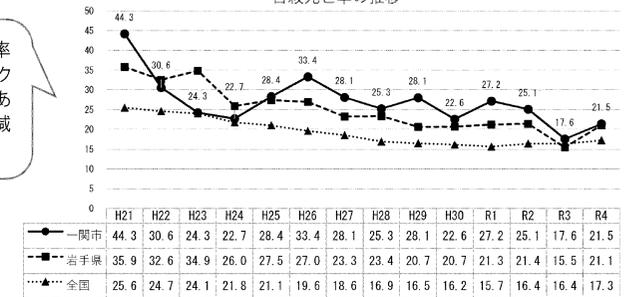
- ! 年代別では、男性は40、50代、女性は80歳以上の割合が高い
 - ! 職業別では、「年金・雇用保険等生活者」「有職者」の割合が高い
 - ! 原因・動機別では、「健康問題」「経済・生活問題」の割合が高い
- など...

- 高齢者に対する取組
 - 生活困窮者に対する支援
 - 働き盛り世代に対する取組
- を重点的に推進します。

自死の現状

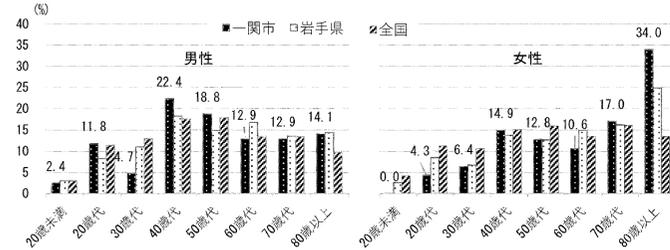
自殺死亡率の推移

出典:地域における自殺の基礎資料



本市の自殺死亡率は、平成21年をピークに、年によって増減はあるものの長期的には減少傾向にあります。

性・年代別の自死者割合(平成30年～令和4年の5年間の累計)



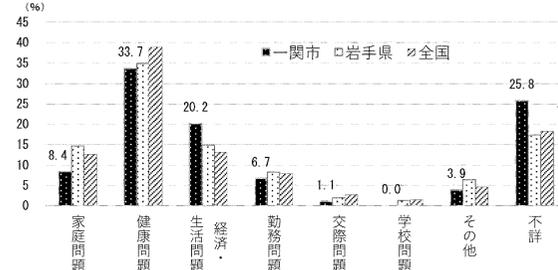
本市では、男性は40歳代と50歳代、女性は80歳以上の自死者の割合が高くなっています。

自死者の職業別割合(平成30年～令和4年の5年間の累計)

	一関市	岩手県	全国
有職者	35.6	38.1	38.3
学生・生徒	0.8	2.8	4.6
主婦	5.1	4.5	5.4
失業者	5.1	4.3	3.6
年金・雇用保険等生活者	42.4	35.4	25.6
その他無職者	9.3	14.1	20.9
不詳	1.7	0.8	1.6

本市では、「年金・雇用保険等生活者」「有職者」の自死者の割合が高くなっています。

原因・動機別割合(平成30年～令和4年の5年間の累計)



本市では、「健康問題」による自死者の割合が最も高く、次いで「経済・生活問題」「家庭問題」「勤務問題」の順に高くなっています。(「不詳」を除く)

5 計画の基本的な考え方

(1) 国の自殺総合対策大綱における基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す

自殺の背景には精神保健・過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立など様々な社会的要因があることから、自殺対策は、「生きることの阻害要因(自殺のリスク)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺のリスクを低下させるよう「対人支援」「地域連携」「社会制度」の各レベルにおいて、強力かつ総合的に推進します。

自殺対策の本質が「生きることの支援にあること」を改めて確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

(2) 国の自殺総合対策大綱における基本認識

- 自殺はその多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進する
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する



国の自殺総合対策大綱を踏まえて

(3) 基本方針

- ① 様々な分野の「生きる」支援との連携を強化する
- ② 自死は「誰にでも起こり得る危機」をいう認識を醸成する
- ③ 自死や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する

6 目指す姿

「市民誰もがゲートキーパー^(注2)」を基本とした

自死対策の取組を推進し、

「生きる」をささえるいちのせき を目指します。

(注2)ゲートキーパー:悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人。話を聴き、一緒に考えてくれる人がいることは、悩んでいる人の孤立を防ぎ、安心を与えます。

7 目標

自殺死亡率を令和10年までに、

平成28年の25.3から30%以上減少させ、

17.4(自死者数18人)以下となることを目標とします。

8 重点施策・基本施策

重点施策	高齢者に対する取組の推進	本市の過去5年間の自死者のうち、60歳以上はおよそ2人に1人で、国や県と比較して高くなっています。高齢者本人を対象とした支援に加え、高齢者を支える家族や介護者等に対する支援を推進します。
	生活困窮者に対する支援の推進	本市の過去5年間の自死者のうち「経済・生活問題」を理由とする自死者は、およそ4人に1人で、国や県と比較して高くなっています。生活困窮の背景にある多様な問題に対応するため、関係機関と連携した取組を推進します。
	働き盛り世代に対する取組の推進	本市の過去5年間の自死者は、20歳代から50歳代までの働き盛り世代が全体の半数を占めており、「勤務問題」を理由とする自死者数も上位になっています。働く場(事業所)等と連携した取組を推進します。
基本施策	地域におけるネットワークの強化	自死対策を目的とする活動や支援を行う機関に限らず、医療、保健、福祉、教育、産業、労働等の様々な分野の機関とのネットワークを強化し、情報共有を図りながら自死対策に取り組めます。
	市民全体へのアプローチ(一次予防)	【普及啓発】自死に関する市民の正しい理解促進に努め、問題を抱えた場合に適切な支援につなげられるよう相談機関や相談窓口等の周知を図ります。 【人材育成】自死を考えている人に気づき、寄り添い、声をかけ、話を聴いて、必要に応じて支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」の役割を市民誰もが担うことができるよう、幅広い世代や分野における人材育成を推進します。 【健康増進】本市は、国・県と比べて、脳卒中(脳血管疾患)の死亡率が高いことから、その要因となっている高血圧症、糖尿病等の生活習慣病の早期発見に努め、健康問題の発生を未然に防ぐ健康増進の取組を推進します。 【居場所づくり】孤独を感じることなく住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、気軽に相談、交流、情報交換できる居場所づくりを進めます。 【相談体制】諸手続きや相談の場の機会を捉え、市民が抱えている問題を把握し、適切な支援につなげる体制の充実を図ります。
	ハイリスク者への支援の強化(二次予防)	自死の危険性が高い人の早期発見に努め、誰もが適切なサービスを受けられるよう支援するとともに、失業、倒産、多重債務、生活困窮等の社会的要因で悩みを抱える人の問題解決を支援します。
	遺された人への支援(三次予防)	大切な親族などを自死で亡くした人への相談対応等により、遺された周囲の人が抱える苦しみや不安をやわらげるよう支援します。
	対象に応じた自死対策の推進	【子ども・若者】子どもや若者が様々な悩みやストレスに直面した際に、一人で抱え込むことがないように、SOSの出し方を伝えるとともに、気軽に大人や学校関係者等に相談できるよう相談体制の充実を図ります。 【子育て世代】妊娠、出産、子育てに関する不安やストレスの軽減を図り、安心して子育てができるよう、保護者への相談、経済支援の充実を図ります。 【働き盛り世代】事業所と連携し、こころやかなら健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、事業所における「健康経営」の取組を促進します。 【高齢者】いきがいつくりや生活への支援、介護予防の取組を進めるとともに、高齢者を支える家族や介護者等に対する支援を行い、高齢者が安心して暮らせる環境を整えます。 【女性】妊産婦への支援や、ひとり親を対象とした就職支援、子育て相談や身近な生活相談の充実を図ります。

9 計画の推進

自死対策に即効性のある対策はないといわれており、中長期的な視点で継続的に取り組む必要があります。

- 一関市自死対策推進協議会や一関市健康づくり推進協議会などと協議・検討を行いながら計画を推進します。
- 一関市自死対策関係課連絡会議等を通じて、市の全庁的な連携体制により総合的な対策に取り組めます。